

令和2年4月1日から、 受動喫煙防止対策が義務付けられました。

多くの人を利用する施設は、原則屋内禁煙です。

喫煙を認める場合は、喫煙室の設置が必要です。



受動喫煙の
ない社会を!

受動喫煙（他人の喫煙により、たばこの煙を吸い込むこと）の防止の推進を図るため、令和2年4月1日から、改正「健康増進法」が全面施行されました。

法律で「第二種施設」と区分される施設を管理する立場にある方（管理権原者等）は、受動喫煙を防ぐため、法律に基づき、適切に対応していただく必要があります。

受動喫煙による健康への悪影響から利用者や従業員を守るため、

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

望まない受動喫煙を防止するため

新しいルールが作られました。

受動喫煙が健康に及ぼす影響は大きく、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中などの発症との関連や、乳幼児突然死症候群(SIDS)の危険性が高まることが明らかにされています。

受動喫煙を受けなければ 年間 15,000 人が、これらの疾患で死亡することはなかったと推計されています。

このため、「望まない受動喫煙をなくす」・「受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する」・「施設の類型・場所ごとに対策を実施する」という3つの基本的な考え方を趣旨とし、健康増進法が改正されました。

多くの人が利用する施設（2人以上の人が同時または入れ替わり利用する施設）のうち、法律で「第一種施設（学校、病院、薬局、児童福祉施設等）」及び「喫煙目的施設（喫煙を主たる目的とするバー・スナック等、店内で喫煙可能なたばこ販売店等）」と区分される施設以外は、「第二種施設」と区分され、法律の規制の対象となります。

（第二種施設の例）

事務所、工場、ホテル、旅館、商業施設、遊技場、公衆浴場、飲食店（※）等

※ 飲食店につきましては、別途パンフレットを作成しております。本市ホームページで公開しておりますので、そちらをご覧ください。

法律により定められていること

■ 屋内は「原則禁煙」。

- ・「加熱式たばこ」の喫煙も含まれます。
- ・「人の居住の用に供する場所（例：事業所に併設された自宅部分）」、「旅館業法に規定する旅館業の施設の客室の場所（例：ホテルの客室）」等は、法律の規制対象外です。

■ 喫煙が禁止されている場所への灰皿等の喫煙器具等を利用できる状態での設置禁止。

■ 喫煙できる場所への、20歳未満の方の立入禁止。

■ 次の対応を行う場合は、屋内で喫煙することができます。

| 対 応 | 内 容 |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「喫煙専用室」を設置する | 屋内の一部に技術的基準（3ページ参照）を満たす「喫煙専用室」を設置することで、その中に限り喫煙することができるようになります。 <u>この中では、喫煙以外の行為（自動販売機の設置を含む）はできません。</u> また、施設の全体を「喫煙専用室」とすることはできません。 |
| 「指定たばこ専用喫煙室」を設置する | 屋内の一部に技術的基準（3ページ参照）を満たす「指定たばこ専用喫煙室」を設置することで、その中に限り「加熱式たばこ」のみ喫煙することができるようになります。 <u>この中では、喫煙以外の行為もできますが、施設の全体を「指定たばこ専用喫煙室」とすることはできません。</u> |

「喫煙専用室」・「指定たばこ専用喫煙室」について

施設内に「喫煙専用室」又は「指定たばこ専用喫煙室」を設けた場合、下記の4つのことを必ず守らなければなりません。

- (1) 「喫煙専用室」、「指定たばこ専用喫煙室」(喫煙できる場所)に、**20歳未満の方を立ち入らせないこと。**(従業員を含みます。)
- (2) 施設を利用する方に、**喫煙室が設けられていることがわかるよう**、施設の出入口及び「喫煙専用室」、「指定たばこ専用喫煙室」の出入口に**標識を掲示**すること。(喫煙室を廃止した時は、標識を除去すること。)

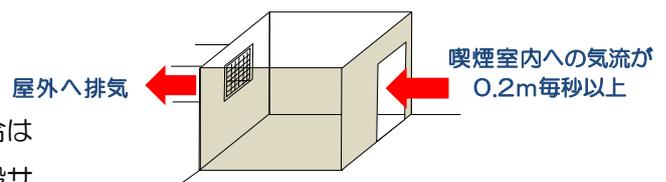
| 掲示場所 | 「喫煙専用室」 を設置した場合 | | 「指定たばこ専用喫煙室」 を設置した場合 | |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| | 施設の 主な出入口 | 喫煙場所への 出入口 | 施設の 主な出入口 | 喫煙場所への 出入口 |
| 標識例 |  |  |  |  |
| 掲示する 内容 | ・施設内に喫煙専用室が設置されている旨 | ・喫煙をすることができる場所である旨 ・20歳未満の方の立ち入りが禁止されている旨 | ・施設内に加熱式たばこ専用喫煙室が設置されている旨 | ・加熱式たばこに限り喫煙をすることができる場所である旨 ・20歳未満の方の立ち入りが禁止されている旨 |

- (3) 喫煙室からたばこの煙が流れ出ないようにするため、次のア～ウの3つの技術的基準を必ず満たさなければなりません。

- ア. 「喫煙専用室」、「指定たばこ専用喫煙室」の出入口において、**室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること。**
- イ. **壁や天井によって区画されていること。**
- ウ. たばこの煙が、換気扇等により**屋外に排気されていること。**

(イメージ)

壁や天井で区画



※ 建築物の構造上、新たに配管工事を行うことが困難な場合等、上記を満たすことができない場合は経過措置制度があります。詳しくは厚生労働省特設サイト(4ページに記載)をご参照ください。

- (4) 「指定たばこ専用喫煙室」を設置する場合は、ホームページや看板等で、施設の広告・宣伝を行う場合、「指定たばこ専用喫煙室」を設置している旨を明示しなければなりません。

違反時には、

指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

- ◆ 違反時には、法律に基づき、立ち入り検査、助言や指導、勧告や命令等を行う場合があります。また、改善が見られない場合、罰則の適用（過料）が課せられることがあります。

国等による各種財政・税制支援等について

- ◆ 国等によって、事業主の方に対して、受動喫煙防止対策を行う際の支援として各種喫煙室の設置等にかかる財政・税制上の制度が整備されています。また、喫煙室の設置等に関する相談窓口や、測定機器の貸出も行われています。
- ◆ 詳しくは、下記ホームページをご確認ください。



厚生労働省ホームページ

「職場における受動喫煙防止対策について」 > 「受動喫煙防止対策に関する各種支援事業」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/anzen/kitsuen/index.html#02



全国生活衛生営業指導センターホームページ（生活衛生関係営業事業主への助成制度）

<http://www.seiei.or.jp/smoking/index.html>

屋外に喫煙場所を設置する際の配慮義務

屋外の喫煙場所設置に関する規制は法律では設けられていないため、屋外の敷地に喫煙場所を設置することは可能です。しかしながら、管理権原者には、屋内外を問わず「喫煙場所を設置するときには、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮すること」が法律で義務付けられています。屋外に喫煙場所を設置する際は、周囲に人が集まる場所ではないか、喫煙場所の上に窓や換気扇がないか等、ご配慮くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ先

- ◆ 鹿児島市保健部保健政策課

TEL：099-803-6861

受動喫煙対策ホームページ

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/hokenjo/kenkodukuri/kenko/kenkozukuri/tabako/tabako.html>



- ◆ 厚生労働省

特設サイト「なくそう！望まない受動喫煙。」

<https://judokitsuen.mhlw.go.jp/>

